

国民健康保険のお知らせ

☎ 医療保険課 ☎ 892-0121

保険料の料率が決まりました

6月中旬に、令和2年度の「国民健康保険料納入通知書」を送付します。所得割、均等割、平等割の保険料率等は下表のとおりです。なお、限度額は、医療分が58万円から61万円に変更となりました。

年間保険料 (①～③の合計)	①所得割	基準総所得金額 (令和元年中の所得が対象)	医療分	支援金分	介護分
	②均等割	被保険者1人あたり	29,611円	×8.50%	×2.76%
③平等割	1世帯あたり	27,491円	29,611円	9,541円	18,581円
限度額		61万円	27,491円	8,858円	—
			61万円	19万円	16万円

※介護分は、40歳以上65歳未満の国保加入者に加算されます。

所得割の基準総所得金額の計算方法

給与所得等の場合	営業・その他の事業・不動産所得などの場合
給与収入－給与所得控除－基礎控除(33万円)	収入－必要経費－基礎控除(33万円)
公的年金等の場合	
年金等の収入－公的年金等控除－基礎控除(33万円)	

※複数の所得がある場合でも、基礎控除は33万円のみです。

保険料の納付

保険料は、6月～翌年3月まで10回に割って納めていただきます。6月中旬に納付書を送付します。5月中旬に転出や社会保険の加入などで、国民健康保険の資格を喪失した世帯には、4月分の保険料を本年度の保険料確定後の6月納付期(1期分)として納入通知書を送付します。

※特別徴収(年金天引き)の世帯は、4・6・8月が仮徴収、10・12・2月が本徴収の年6回支払いです。

便利な口座振替をご利用ください。市指定の金融機関窓口で申し込めます。

毎月納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。口座振替依頼書は、市役所本館1階医療保険課、市内の指定金融機関にあります。

申込に必要なもの 預貯金通帳、金融機関届出印、国民健康保険の納入通知書

保険料の支払いが困難な場合はご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、災害・倒産・解雇等で大幅に所得が減少、損害により生活困窮等で支払いが困難な場合は、保険料の減免、納付猶予制度があります。

なお、減免内容においては、期限がありますので、電話・メールでお早めにご相談ください。

休日納付相談窓口

平日の昼間に、納付相談、減免申請が困難な人はご利用ください。

日時 6/21(日)10:00～15:00 場所 市役所本館1階 医療保険課

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、変更・中止する場合があります。

医療費一部負担金の減免制度

次の事情等で、医療費の自己負担額の支払いが困難な場合は、一部負担金の減免制度があります。

①世帯主および同一世帯の被保険者が所有する家屋やその他の財産が風水害、火災などで全壊、全焼など重大な被害を受けた

②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休廃止、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した

③その他①・②に類する事由がある

※減免が認められるためには、一定の条件があります。

ジェネリック医薬品への切り替え

市は、薬剤費の自己負担軽減と国民健康保険医療費の削減を目的にジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を希望する人は、医師・薬剤師に相談し、切り替えにご協力ください。

介護保険のお知らせ

☎ 高齢介護課 ☎ 893-6400

保険料が決まりました

6月中旬に、第1号被保険者(65歳以上)に令和2年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を送付します。保険料の軽減強化により、介護保険料段階区分が第1段階～第3段階の保険料が変わります。詳細は、下表をご確認ください。

保険料の納付

普通徴収(口座振替・金融機関などで納付)は、6月～翌年3月分の10回、特別徴収(年金天引き)は偶数月の年6回で納めていただきます。なお、保険料の滞納があった場合、介護サービスを使うときに支払う1・2割、または3割の自己負担が3割または4割になるなど、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。必ず期限内に納めましょう。

保険料の支払いが一時的に困難な状況にある人には、徴収猶予制度がありますのでご相談ください。

介護保険制度について

被保険者は、40～64歳の医療保険加入者と、65歳以上の全ての人です。この制度はみなさんの保険料と公費で運営され、保険料を納めることで、介護が必要となったとき、安心してサービスを受けることができます。

保険料の軽減

真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に即して、保険料の軽減を行います。

対象 介護保険料段階区分が第2・3段階で、次の①～⑧の要件全てに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人。

①世帯全員が市民税非課税(確定申告または市民税申告が必要)

②世帯の年間収入合計が144万円以下(2人以上の場合は33万円、配偶者は38万円を加算)

③市民税課税者に扶養されていない

④市民税課税者と生計を共にしていない

⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となっていない

⑥資産などを活用しても、生活が困窮している状態にある(住居用資産を除く)

⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下

⑧介護保険料を滞納していない

軽減内容 保険料第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に軽減

申込 令和2年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」、印鑑、預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯全員分)、本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)を持参し、高齢介護課

段階	対象者	年間保険料
1	生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者、世帯員全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者	80万円以下
		19,320円
2	世帯員全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円超120万円以下
		32,160円
3		120万円超
4		45,120円
4	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
5		80万円超
5		57,960円
5		64,320円 (基準額)
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満
7		77,280円
7		120万円以上200万円未満
8		83,640円
8		200万円以上300万円未満
9		96,480円
9		300万円以上350万円未満
10		106,200円
10		350万円以上500万円未満
11		115,800円
11		500万円以上650万円未満
12		122,280円
12		650万円以上800万円未満
13	125,520円	
13	800万円以上	
		128,640円

※所得金額は、前年(平成31年1月～令和元年12月)の合計所得金額です。

※合計所得金額は、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。さらに、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額を用います。